

会議録

会 議 の 名 称	第1回 清須市都市計画審議会
開 催 日 時	平成28年2月18日(木) 午後1時30分から午後2時20分
開 催 場 所	清須市役所西枇杷島庁舎 2階 第1委員会
議 題	付議に係る審議 ① 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(清須市決定)について
会 議 資 料	名古屋都市計画生産緑地地区の変更(清須市決定)
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0人
出 席 委 員	河邑委員(会長)、小川(興)委員、辻委員、山ノ内委員、渡辺委員、鈴木委員、岡山委員、小崎委員
欠 席 委 員	小川(禎)委員、建部委員
出 席 者 (市)	永田副市長、宮崎建設部長
事 務 局	(都市計画課) 石田課長、前田課長補佐、六浦主査、村上主任
会 議 の 経 過	<p>○開会(午後1時30分)</p> <p>○市長挨拶</p> <p>○会 長 第1号議案名古屋都市計画生産緑地地区の変更についてご審議をしていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>●事務局 資料に基づき説明</p> <p>○会 長 ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>○委 員 1101Kの変更理由として故障による制限解除とありますが、故障とはどういったものでしょうか。</p> <p>●事務局 今回制限解除の要件としましては、主たる従事者の死亡と主たる従事者の故障があります。故障につきましては営農を続けることが不可能である旨の医師の診断書の提出をもって制限解除の判断をしております。</p> <p>○委 員 故障というのは決められた言い方なのですか。</p>

●事務局

制限解除の要件には、主たる従事者の死亡、従事を不可能にさせる故障、生産緑地の指定から30年の経過があり、これらは生産緑地法により定められた表現です。

○会長

都市計画審議会における生産緑地の変更は、既に制限解除がなされたものについて審議するような流れとなっておりますが、そもそも審議会に諮らなければならないのでしょうか。

●事務局

都市計画法上、生産緑地地区の都市計画変更を行う場合は、都市計画審議会での審議を経る必要があります。

○委員

生産緑地については、優良な農地の保全としてだけでなく、治水の面におきましても重要であると感じています。こういったこともあり、他市では随時指定の受付を行っている事例もあるようです。本市については当初指定から新たな指定は行っていませんが、今後再指定の意向があるのかどうかお聞きしたいと思います。

●事務局

生産緑地法には、国や地方公共団体は公園緑地やその他公共空地の整備の現況及び将来の見通しを勘案すべき旨が記載されております。また、市街化区域については、現在市街化されている、もしくは概ね10年以内に市街化が促進される区域とされています。したがって、市街化区域におきましては、公園や宅地の緑化等により、緑地を確保すべきものと考えます。よって新たな指定については現時点では考えておりませんが、今後の社会情勢等の動向を注視したいと考えております。

○委員

当初指定時の説明では、今後再指定は行わないとの話であったとの覚えですが、他市町村では再指定を行っている現状もあることを頭の片隅に入れておいただければと思います。

○会長

様々なご意見がありましたが、これらの意見をご参考いただき、それぞれ市にて検討いただければと思います。それでは議案について採決をとりたいと思います。第1号議案名古屋都市計画生産緑地地区の変更について原案のとおり可決してご異議ありませんか。

○委員

異議なし。

○会長

ありがとうございました。原案のとおりご異議ありませんでしたので、第1号議案については可決いたしました。

以上をもちまして、審議を終了いたします。委員の皆様

	<p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>●事務局 河邑会長、議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、第1回清須市都市計画審議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。</p> <p>○閉会（午後2時20分）</p>
会 議 の 結 果	第1号議案（清須市決定）について原案のとおり可決
問 い 合 わ せ 先	建設部 都市計画課 052-400-2911（代表）